

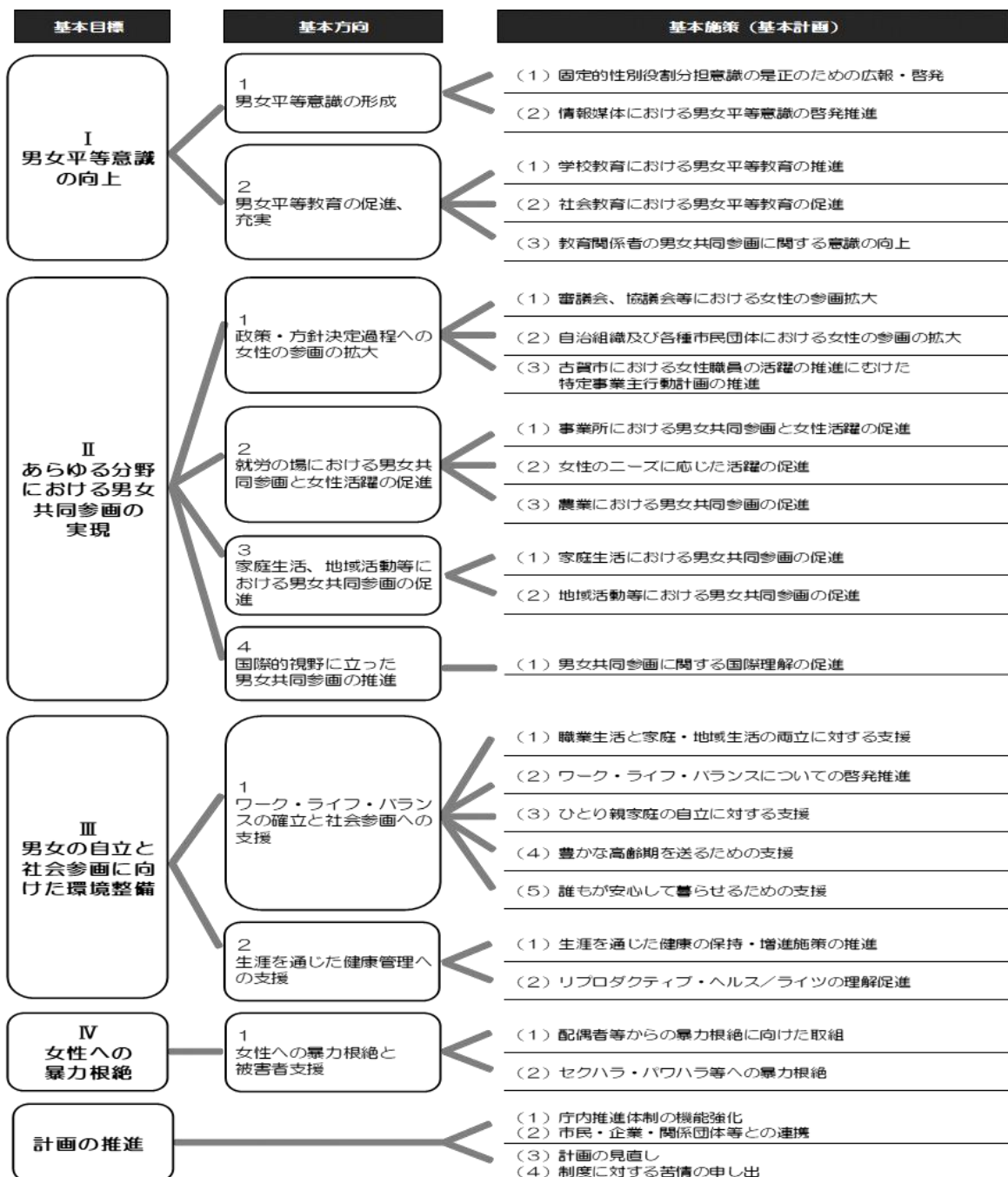
## 第2次古賀市男女共同参画基本計画後期実施計画の成果と課題

第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画は、平成29年度から令和3年度を計画期間としており、市政のあらゆる領域にわたる計画です。今年度は計画期間が満了となることから、第2次計画後期実施計画で推進してきた各施策について進捗状況を各担当課に確認し、以下のとおり成果と課題としてまとめました。

## ○計画の体系

《基本理念》 人権の確立と両性の平等  
《目標》 男女共同参画社会の確立

を目指して、下記のとおり4つの基本目標を掲げて施策の展開を図ってきました。



## ■達成状況の総括

過去5年間の事業の成果について、下記の評価視点を踏まえて各取組の実施状況を、次の4段階で評価しました。

### 【取組の評価（達成度）区分】

- 4：十分な成果を上げた。引き続き事業実施（拡充を含む）
- 3：ある程度の成果を上げたが、課題解決に向け実施方法を見直した上で継続実施
- 2：実施したが、あまり成果がなく事業の対象や手法の見直しが必要
- 1：成果がなく（実施の必要性がなく）休止・廃止の検討が必要

### ●評価の視点

- ・事業の対象者の現状を男女別に把握したか
- ・事業の企画・立案・実施の際、女性・男性の意見を聞いたか。または、両方が参加したか
- ・女性・男性の両方にとって、利用・参加しやすい配慮をしたか
- ・事業の方向性を男女共同参画に配慮したか
- ・事業の効果が女性・男性それぞれに寄与したか

## ■施策の達成状況評価（担当課別評価一覧）

第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画では計画推進の取組を含めて施策・事業数は49件、各担当課別では施策・事業の取組数は152件となっています。各担当課別の評価をまとめた表は以下のとおりとなっています。

評価4（十分な成果を上げた。引き続き事業実施）が53件34.9%、評価3（ある程度の成果を上げたが、課題解決に向け実施方法を見直した上で継続）が71件46.7%、評価2（実施したが、あまり成果がなく事業の対象や手法の見直しが必要）が11件7.2%、評価1（実施の必要性がなく休止・廃止の検討が必要）7件4.6%となっています。

令和2年度は、第3次計画の作成に向けて「市民意識調査」を実施しました。市民意識調査結果やこれまで推進してきた計画の各施策・事業の達成状況から第2次計画の推進状況と今後の課題を把握し、第3次計画の施策に反映していくことが重要であると考えます。

### 施策の進捗状況評価（担当課別評価一覧）

基本目標	基本方向	基本施策	担当事業数	4	3	2	1	無回答	具体的施策数
I	1	(1)	6	2	2	0	0	2	3
		(2)	6	4	2	0	0	0	2
	2	(1)	5	2	2	1	0	0	2
		(2)	9	3	6	0	0	0	2
		(3)	8	4	4	0	0	0	2
II	1	(1)	7	1	4	1	1	0	3
		(2)	2	0	0	1	1	0	2
		(3)	8	0	8	0	0	0	2
	2	(1)	6	1	4	0	0	1	2
		(2)	8	4	3	0	1	0	3
		(3)	2	0	2	0	0	0	2
	3	(1)	4	4	0	0	0	0	3
		(2)	5	0	3	0	2	0	2
	4	(1)	3	1	2	0	0	0	2
	III	1	(1)	4	0	4	0	0	0
(2)			3	0	2	0	1	0	2
(3)			3	2	0	0	0	1	2
(4)			9	2	4	3	0	0	2
(5)			5	0	3	0	0	2	1
2		(1)	16	7	5	3	0	1	2
		(2)	3	1	2	0	0	0	1
IV	1	(1)	21	14	4	0	0	3	3
		(2)	9	1	5	2	1	0	2
合計			152	53	71	11	7	10	49

※無回答の理由としては、該当事業の廃止、事業の目的が違っている、事業の担当課が変更になった等があげられていました。

## 基本目標1

## 男女平等意識の向上

日本国憲法に男女の人権の尊重、平等の理念がうたわれており、さらに、「基本法」には、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることがうたわれています。しかしながら、平成27（2015）年末に策定された国の第4次基本計画では、今なお「人々の意識の中に形成された役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等感の形成などが大きな課題」であることが指摘されています。

「男は仕事、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識※は、性別に関する偏見を生み出し、社会の制度や慣行に反映されると、主体的な人生の選択が男性や女性という理由で困難になったり、能力の発揮を阻むことにつながります。「男だから」「女だから」という性別により固定的に役割を区別する意識を解消し、男女平等意識の形成に向けて、学校、家庭、地域などのあらゆる機会を通して、教育や啓発活動が必要です。

### ■進捗状況評価(達成状況)

評価	担当事業数	4	3	2	1	無回答	具体的施策数
取組数	34	15	16	1	0	2	11
%	100	44.1	47.1	2.9	0.0	5.9	

※評価別の比率は、基本目標1における達成状況の割合

### ■取組の概要

#### 基本方向 1 男女平等意識の形成

- 市報やホームページに定期的に男女共同参画関係の情報やセミナーについて掲載し、情報提供を行った。また、人権セミナーや出前講座などで男女共同参画をテーマとして開催するなど、市民啓発に努めた。
- 広報こがの編集・作成に当たっては、「表現のガイドライン」に従って作成した。表現のガイドラインの周知により、男女平等の視点によるイラストなどの使用が進んだ。
- 情報誌の作成に男女を問わず地域で活躍する人々を掲載したことで、地域活動に対する市民の士気が高まり、活動の充実が図られた。
- 児童・生徒に対して専門家の講話を通して、情報を主体的に収集、判断できる力、メディアリテラシーについて学ぶ機会を提供し、SNS等によるトラブルと具体的な回避方法を学ぶことができた。
- リーパスカレッジで、メディアリテラシーの講座を開催し、一定の参加者があった。今後も継続していく。

#### 【今後の課題】

- ホームページの男女共同参画関係の掲載について、さらにわかりやすく伝える工夫など充実が課題。
- 児童生徒とともに教職員もインターネットの活用などメディアリテラシーについ

て研修を充実していくことが重要。

- セミナー・フォーラムへの参加者が少ないことが課題。コロナ渦の中でオンラインによる開催などの検討が必要。
- 第3次計画策定後、計画に関する出前講座を実施することが必要。

## **基本方向 2 男女平等教育の促進、充実**

- 年齢や発達段階に合わせた人権の取組を進め、性別に関係なく一人ひとりの個性や能力を認め合う保育活動の構築に努めた。
- 人権教育の副読本「いのちのノート」を活用して、お互いの人権を尊重し男女共同参画の視点に立った授業を行った。
- 青少年支援センターにおいて社会福祉士、教職員OBなどの専門家が、本人及び保護者からの相談に応じて支援した。
- 児童館での情報提供や児童館だよりを発行し、保護者が男女平等教育について考えるきっかけとなった。
- 市PTCAと共催で研修会を開催した。また、保護者とともに学ぶ学習会を通して思春期の心と身体について理解を深める機会を提供した。
- 保育所や学校で男女平等についての研修を行った。また市が開催するセミナー・フォーラムについて校長会や保育所連盟を通じて周知した。
- 男女共同参画週間に図書館や人権センターでの関連資料の展示により市民が男女共同参画について考えるきっかけとなった。

### **【今後の課題】**

- 青少年支援センターの相談は学校を通して行っているが、さらなる周知を工夫することが必要。
- 学習会の開催方法や日時、案内方法等の工夫など、保護者への啓発を検討することが課題。
- 市民への男女共同参画について考える機会提供の継続が必要。

### **◆活動指標・成果指標◆**

No.	成果指標	目標値 (令和2年度)	達成状況 (令和2年度)
①	男女共同参画に関する記事の掲載回数	10回以上	21回
②	男女共同参画啓発事業開催数	12回	5回
③	男女共同参画啓発事業参加者数	1000人	246人

## 基本目標Ⅱ

## あらゆる分野における男女共同参画の実現

国は「平成32（2020）年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする」という目標を平成15（2003）年に設定しました。しかし、平成32（2020）年度を期限とする国の第4次基本計画において、達成可能な数値目標として、国家公務員7%、市町村公務員20%、民間企業15%と下方修正されました。平成28（2016）年に世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（GGI）※は、144か国中111位と低く、その理由は議員や閣僚及び民間企業管理職の女性比率が著しく低いこと、さらには賃金や所得の男女格差が大きいことでした。残念ながら、我が国においては、女性が決定の場に参画するための体制が整っていない状況にあるといえます。

今こそ地方から、女性が政策・方針決定に関わる体制づくりを進めていかなければなりません。その際には、男女共同参画に関する国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野でのまちづくりが求められます。また、男性がより家庭や地域に関われるように啓発を進めることも必要です。

また、「女性活躍推進法」の基本原則及び基本方針には、女性が多くの家族的責任を担っている状況のもと、労働の場では男性を中心とした雇用慣行が維持され、その結果、職業生活に男女間の格差が生じている点が指摘され、男性も家族的責任を担えるように、男性の働き方を見直す意識改革、労働環境の整備などが必要であるとされています。これらを踏まえて、女性が職業生活で活躍できる環境整備を計画的に進めるために、地方公共団体には「特定事業主行動計画」の策定が求められました。

そこで、本市は平成27（2015）年3月に「古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画」（以下「特定事業主行動計画」という。）を策定し、男女とともに家族的責任を果たしながら女性の職場での活躍を拡大していこうとしています。

本計画を「女性活躍推進法」に基づく市の推進計画と位置づけ推進します。

### ■進捗状況評価(達成状況)

評価	担当事業数	4	3	2	1	無回答	具体的施策数
取組数	45	11	26	2	5	1	21
%	100	24.4	57.8	4.4	11.1	2.2	

※評価別の比率は、基本目標Ⅱにおける達成状況の割合

### ■取組の概要

#### 基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 各審議会委員の男女の割合は計画の目標値である40%を達成できた。ただし女性がゼロの審議会もあった。
- 女性の人財リストへの登録を広く呼びかけて情報を収集し、審議会等の改選時に人材情報を活用してもらうことができた。
- 女性リーダー養成の研修などへ市民の参加を促進し、参加者が次期リーダーとしての資質を高めることができた。

- 防災会議の女性委員は現在2名となっているが、今後、女性委員を増やしていく
- 自治会長に女性が少ない現状となっているが、各行政区において、会計などの役職には女性がいる。まちづくりに女性の視点があることは必要。

#### 【今後の課題】

- 今後も各課の審議会・委員会での委員改選時にはできるだけ女性委員が増えるように周知し、働きかけを行っていくことが重要。
- 今後も各種団体の役職者の男女割合の目標を達成するよう機会を捉えて啓発を進めることが課題。
- 福岡県等が開催する女性リーダー養成研修等への参加を促進し、女性リーダー育成の継続が重要。

### 基本方向2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の推進

- 古賀市企業人権・同和問題研修推進員会議の研修会の開催等、各企業内における研修の実施について啓発を行った。従業員への啓発は事業所を通して行うため、実際の実施については把握しにくい。
- 事業所における男女共同参画の取組状況について、県や政令市及び近隣自治体の状況について継続的に調査して把握した。
- 女性再就職支援セミナーを実施した。また、県などのセミナーについて情報提供を行い女性の再就職支援を行った。
- 無料職業紹介所を設置し、男女を問わずきめ細かな就職支援を実施しており、それぞれの再就職や社会参加につながった。利用者は女性が多く、今後も再就職の支援となるよう継続していく必要がある。
- 女性の起業を支援するためのセミナー開催や情報提供を行った。
- 農業経営において女性の活躍を推進する家族経営協定の締結は令和2年に26件と、目標を達成している。今後も新規就農者を中心に提携を促進する。
- 農業委員の女性委員は20人中2人となっている。

#### 【今後の課題】

- 福岡県や関係機関と連携し、今後も女性の再就職支援、起業支援に取り組む。
- 無料職業紹介所の相談窓口や各種セミナーなどについて、周知を図ることが必要。
- 女性の起業に向けてのセミナー開催や情報提供とともに、その後の支援が必要。
- 市民とともに雇用者に向けても労働基準法、男女雇用機会均等法などの法や制度について市報やホームページなどによる情報提供が必要。
- 今後も女性農業アドバイザーを中心に、他市のグループとの交流など女性農業者の活動を活性化していく。

### 基本方向3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進

- ママパパ講座を実施して男女が共に参画する育児を支援した。今後もニーズを把握して内容や開催方法を工夫していくことが必要。
- 家庭教育講座のメニューを工夫して「月を見る会」など父親と子どもも参加できる企画を実施した。男性の参加も増えてきているが、依然として女性が多い。
- 地域包括支援センターでは専門職による高齢者の相談とともに認知症サポーター養成講座を行い、地域で見守る人材づくりに取り組み、受講者数は1万人に上る。

- まちづくり出前講座では、DVDの視聴や防災パンフレットの活用により、防災への男女共同参画の視点の必要性の理解が深まった。
- 市地域防災計画を修正し、性別や年齢、性的指向・性自認、障がいの有無といった多様な視点を防災施策に取り入れることを明記した。今後は、施策の実施に女性を含めた多様な視点をどのように取り入れるかが課題。
- 平成28年度に設置された市消防団女性部が様々な活動を行い防災に関する研修にも参加した。市民等に対して女性の立場からの提案や研修等が検討課題。

#### 【今後の課題】

- 家庭教育講座への男女の偏りない参加に向けて興味を持てる講座メニューを工夫し、多彩なシチュエーションで開催することが課題。
- 地域活動における女性の登用に関する啓発等は特に実施していないが、女性参画の必要性を伝える必要がある。
- 地域包括支援センターの総合相談窓口のさらなる機能強化に向けた取組や認知症サポーターの具体的活動のあり方が課題。
- 市地域防災計画の見直し等に女性の視点を取り入れるため、防災会議の女性比率を高めることが課題。

### 基本方向4 国際的視野に立った男女共同参画の推進

- 福岡県主催の国際研修への参加を支援したことで、参加者の意識の向上と知識が深まり、次期リーダーとして資質を高めることができた。
- 男女共同参画セミナー及び職員研究等の機会を通じて、ジェンダーギャップ指数等の国際的な情報を提供した。

#### 【今後の課題】

- 今後も各種セミナーや研修とともに男女共同参画に関する情報の提供に努める。

### ◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	目標値 (令和2年度)	達成状況 (令和2年度)
④	審議会等における女性登用率	40%	42.3%
⑤	「女性人財リスト」登録数	30人	31人
⑥	管理職に占める女性の比率	30%	17.9%
⑦	男性の育児休業取得率	20%	29%
⑧	事業所、商工自営業主への研修実施数	3回以上	1回
⑨	女性起業支援数	50件	67件
⑩	家族経営協定締結数	25件	26件



No.	活動指標・成果指標	目標値 (令和2年度)	達成状況 (令和2年度)
⑪	女性農業委員数	2人以上	2人
⑫	家事技術支援講座回数	1回以上	3回

### 基本目標Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

国は、平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)※憲章」を制定して、男性が仕事と家庭や地域活動などと調和のとれた生活を送るための推進に取り組んできました。しかし、平成19(2007)年に1.56%だった男性の育児休業取得率は、平成27(2015)年には2.65%とほとんど増えていません。男性は子育てを通し得る貴重な体験を逸しているといえます。ワーク・ライフ・バランスが進まないのは、高度経済成長期を通じて形成されてきた「男は仕事、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識がいまだに社会に根強いことが原因と考えられます。

男女がともに職業生活と家庭生活や地域生活を両立できるよう、子育てや介護への社会的支援をより充実していかなければなりません。また、職場においても、ワーク・ライフ・バランスの理解を深める必要があります。

固定的性別役割分担に基づく労働慣行の下では、女性が配偶者と離別したり死別したりすると経済的に困窮する可能性が高くなります。平成26(2014)年の国民生活調査によると、16.1%が貧困層であり、その多くは、母子世帯と65歳以上の女性の一人世帯です。様々な困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせるための社会的支援はより重要となってきています。一方、長時間勤務や転勤を前提とした働き方をする男性では、地域での人間関係を築きにくく、退職後には孤立しがちとなります。どのような生き方を選択しても社会的に認められ、自立して誇りをもって暮らせる社会をめざして、男女共同参画の視点に立った環境整備を進めていかねばなりません。

また、性別に関わらず生涯を通じた心身の健康を維持でき、心身の障がいの有無に関わらずいきいきと生活できる環境の整備は、男女共同参画社会の基盤となります。性に関する健康は、一人ひとりが、男女の身体的性差を理解したり、性の多様なあり方を尊重したりして保証されるものです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるため、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」※(性と生殖に関する健康と権利)の視点が特に重要となります。

#### ■進捗状況評価(達成状況)

評価	担当事業数	4	3	2	1	無回答	具体的施策数
取組数	43	12	20	6	1	4	12
%	100	27.9	46.5	14.0	2.3	9.3	

※評価別の比率は、基本目標Ⅲにおける達成状況の割合

## ■取組の概要

### 基本方向1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援

- 保育所等の施設整備等を行い、保育定員を増やすことができた。その結果待機児童は、4月時点ではゼロとなった。
- 平成31年度に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施した。
- 子育て応援サポーターによる乳幼児健康診査の案内配布等、地域の中で子育て支援を実施したことで顔の見える関係づくりができつつある。
- 古賀市在宅医療・介護連携協議会（コスモスネット）が中心となり、医療と介護に関して互いの制度等を理解するための研修会等を行い、多職種連携ネットワークの構築を図った。
- 平成31年度から在宅医療・介護連携推進事業を粕屋地区1市7町合同で粕屋医師会に委託を行い、住民講座を通じて在宅での看取りに関する情報提供など周知を図った。また、認知症の人やその介護者、地域住民、医療や介護の専門職が気軽に、交流する場として「認知症カフェ」5か所の設置が実現した。
- 男女共同参画表彰「輝き KOGA びと」受賞者を広報誌等で紹介した。
- ひとり親家庭や寡婦へ対して必要に応じて日常生活支援事業によるヘルパー派遣により支援した。
- 豊かな高齢期に向けて「高齢期人生プランニング講座」を実施し、ボランティア活動や趣味の活動等その後の市民の活動につながった。
- 地域活動サポートセンターは介護予防・生活支援体制整備事業の拠点として、高齢者の生きがいづくりを支援する介護予防サポーターを育成し、地域活動の活性化を進められてきた。
- 様々な人権課題をもつ人への相談事業を関係機関との連携により実施し、相談者に寄り添いながら問題の解決に取り組んだ。

#### 【今後の課題】

- 今後も保育ニーズに応じた保育サービスの提供が必要。
- 在宅医療・介護連携推進は、市内の医療機関と介護事業所の連携強化が課題。
- モデル事業所の紹介を今後も継続してワーク・ライフ・バランスの啓発の機会として活用していく。
- 講座の開催では限られた人の参加になることから、日々の活動で豊かな高齢期について啓発していくことが必要。
- 高齢期の元気づくりに社会参画は重要な視点であり、今後も地域活動サポートセンター活動において、高齢期の市民の社会参加を促していく必要がある。
- 市民活動への相談事業を継続し、男女を問わず市民活動に参加するきっかけとなるよう研修会等を実施していくことが重要。
- 相談を担当する職員はスキルアップの研修に参加しており、今後も担当職員のスキルアップにより複合的な要因を抱える相談者への適切な対応が必要。

### 基本方向2 生涯を通じた健康管理への支援

- 女性のライフステージにおける健康問題の相談に対して庁内各課や関係機関と連携し適切な支援につなぐことが出来た。

- 養護教諭、心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して児童生徒が様々な不安や悩みを相談できる機会を確保することができた。
- 子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目のない支援を実施した。必要に応じて妊婦の個別支援プランを作成し、適切な支援につないだ。
- 健診会場の見直しや新たに女子の乳腺エコー検査等受診機会の提供等の健診環境の整備、特定年齢の女性への子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を配布し受診勧奨に努めた。
- 性による個人差や生命誕生を踏まえた「命の大切さ」の正しい知識を学ぶ機会として、性教育を実施した。
- また、各中学校ではH I V／エイズ、性感染症に対する正しい知識を学ぶ機会を提供するための性教育を実施した。
- ポスター掲示やチラシの設置、健康福祉まつりや小中学校のフェスタ等の場を活用し、薬物乱用防止を訴えるパンフレットの配布を行なった。
- 平成30年度に「古賀市いのちを支える自殺対策計画」を策定した。市民及び職員を対象にゲートキーパー研修を行い、自殺に関する古賀市の現状と実態や、ゲートキーパーの役割などについて周知啓発を行い、自殺防止に取り組んでいる。

#### 【今後の課題】

- 学校において養護教諭、心の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの相談にスムーズにつなぐ体制を構築していくことが課題。
- 特定健診と合わせた受診勧奨の強化、受診しやすい健診環境の整備、対象者の特性に応じた効果的な受診勧奨などにより健診受診の意識付けを行い、更なる受診者増に向けた取組を進める。
- 計画的・系統的に性に関する学習の場を設定し、各学年に応じて多様な性のあり方や妊娠・出産などの人生設計を考えられる機会としていくことが重要。

#### ◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	目標値 (令和2年度)	達成状況 (令和2年度)
⑬	男女共同参画に関する事業所訪問数	10社	2社
⑭	子育て応援宣言企業数	50社	52社
⑮	ライフプランニングに関する研修会実施数	1回以上	3回

## 基本目標Ⅳ

## 女性への暴力根絶

暴力は基本的人権を侵害するものであり、生命や身体を脅かす犯罪となる行為も含み、許されるものではありません。女性に対する暴力は、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、知人から受けることが多く、男性優位の意識や男女の経済力の格差などの社会背景も関係しています。また、女性への暴力は、性犯罪、売買春、人身取引など、性をめぐる暴力となることも特徴です。配偶者からの暴力は、その子どもに対しても心理的な虐待となります。暴力の根絶は、社会全体で取り組まねばならず、司法機関、福祉機関、労働機関、教育機関などの密接な連携が求められます。

平成26（2014）年に「配偶者暴力防止法」が改正され、法の支援対象が生活を共にしている交際相手まで拡大し、いわゆるデートDV※に対応できるようになりました。しかし、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）など、インターネット上の新たな情報手段が広がり、これを利用したデートDV対策が必要となっています。

職場で起きる暴力としては、平成19（2007）年に「男女雇用機会均等法」が改正され、男性が受けるセクハラに対しても雇用主が防止対策をすることが定められました。また、平成21（2009）年にはパワー・ハラスメント※（以下「パワハラ」という。）が労災認定の判断基準項目に加えられ、労働安全衛生の視点からも防止が求められています。さらに、平成28（2016）年には「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、妊娠出産及び育児・介護休業を理由とした不利益な扱い、いわゆるマタニティ・ハラスメントに対する防止措置義務が新設されました。

### ■進捗状況評価(達成状況)

評価	担当事業数	4	3	2	1	無回答	具体的施策数
取組数	30	15	9	2	1	3	5
%	100	50.0	30.0	6.7	3.3	10.0	

※評価別の比率は、基本目標1における達成状況の割合

### ■取組の概要

#### 基本方向1 女性への暴力根絶と被害者支援

- 男女共同参画セミナー等の講座を通じて、デートDV防止の実態や防止策などについての市民の理解を深めることができた。
- 市内小・中学校（3校）の3年生を対象にデートDV防止教室を実施。生徒で問題点等を話し合ってもらうことにより、自分事と捉えることが出来ている。今後もより理解できる内容を検討していくことが必要。
- 高校生を対象とした講座の開催によりデートDV防止について意識づけや、対処方法について啓発できた。
- 「古賀女性ホットライン」について、広報への掲載や子育て相談窓口等でのカード

配布など周知に努めた。

- 関係各課による連携を図って情報共有を図り、被害者への適切で迅速な支援に取り組んだ。また、被害者情報も関係各課で共有して情報の漏洩などないよう配慮を徹底した。
- 警察署等の性犯罪の発生状況について情報提供し、性犯罪防止の情報発信に努めた。大学等と連携し、女性や若年層に向けて性犯罪防止の街頭啓発活動を実施した。
- NPO活動団体と連携し、出前講座で市民に向けてハラスメントについて啓発し、理解を図った。
- ハラスメントの防止に向けた古賀市企業人権・同和問題研修推進員会議における研修会の開催とともに各企業内においても研修を実施するよう啓発した。
- 公共施設でのチラシ等配架を通じて、市民に性暴力被害防止の啓発を行った。
- 様々な相談者に対し、それぞれの相談者に対応した適切な窓口について案内した。

#### 【今後の課題】

- デートDV防止に向けて今後も若年層への啓発に取り組む。また、対象者に必要な情報が行き届くように、周知方法等について検討することが重要。
- 「古賀女性ホットライン」や県の相談窓口など必要な人に情報が届くよう周知方法を工夫することが必要。
- 今後も、関係機関、庁内各課と緊密に連携をとりながら迅速で適切な対応を図る事が重要。
- ハラスメント防止について、事業所従業員が集まって行う参加型の研修の開催は困難であることから、別の形式での研修方法を検討する必要がある。
- 今後も民間団体などと連携して市民啓発に取り組むことが必要。

#### ◆活動指標・成果指標◆

No.	活動指標・成果指標	目標値 (令和2年度)	達成状況 (令和2年度)
⑩⑥	DV（デートDV）講座実施数	3回	3回